2022年度 事業計画

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

- 1. 留学生の社員寮への受入れ等の推進(定款第4条第1項第1号関係)
 - (1) 受入れ施設の発掘・維持、並びに入居の促進 経済同友会の組織・地域活動と連携して留学生支援企業の発掘を図り、企業 の社員寮への留学生受入れを促進する。また定期的に協力企業と連携を図り 関係を維持する。
 - (2) 社員寮生活セミナー等の開催

入居留学生が充実した社員寮生活を送れるよう、入居間もない留学生を対象とした生活セミナーや、退寮時や入居延長時の手続きや注意事項を説明し、円滑な退寮・延長を促す退寮・延長セミナー等を開催する。

- (3) 大学留学生担当者会議またはオンラインによる連絡会等の開催 大学の留学生担当者・担当長に本協会の設立趣旨や事業内容についての理解 を深めてもらい、連携強化や協力を得るとともに、社員寮へ受入れるに相応し い留学生を公正に推薦してもらうための会議を開催する。
- (4) 留学生懇談会の開催 社員寮入民紹学生のニーズや悪望に広え 事業の

社員寮入居留学生のニーズや要望に応え、事業の充実を図るため懇談会を開催する。

2. 社員寮入居留学生に対する生活相談等の実施及び援助

(定款第4条第1項第2号関係)

- (1) 相談窓口の設置
 - 協会内に社員寮入居留学生の生活相談のための窓口を設置し、職員が対応する。
- (2) 法律相談への対応

社員寮入居留学生の法的相談に対応するため、契約弁護士による窓口を設置する。

3. 社員寮入居留学生と日本社会等との交流を促進するプログラムの実施

(1) インターフェース支援プログラム

a. 企業実務見学

社員寮入居留学生に日本の企業や産業について理解を深めてもらうため、企業実務見学を実施する。

b. 企業フォーラム

企業の担当者や日本の企業で働く元社員寮入居留学生を講師として、日本企業への就職に関心の高い社員寮入居留学生に日本企業の現状や求める人材等について理解を深めてもらう企業フォーラムを実施する。

(2) 社会文化フォーラム

社員寮入居留学生や元社員寮入居留学生に、日本の文化・社会・経済への理解を深めてもらうため、社会文化体験や見学会、講演会を実施する。

(3) 出張授業

社員寮入居留学生が、都内の中学校や高等学校で異文化理解や国際交流の大切さを伝える出張授業を実施する。

4. その他、協会の目的を達成するために必要な事業

(定款第4条第1項第4号関係)

- (1) 社員寮入居留学生、元社員寮入居留学生等のデータ整備・管理を行う。
- (2) 広報活動

会報、ホームページ等を通じて情報発信を行う。

(3) 「事業検討委員会」の設置

外国人留学生の支援に相応しい新たな事業の可能性を検討するための事業検討委員会を設置し活動を行う。当該委員会は検討結果を理事会に報告・提案する。